沼田町結婚新生活応援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る経済的不安の軽減により、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を助成するものとし、その助成について、沼田町補助金等交付規則（平成６年沼田町規則第１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１） 新婚世帯　令和７年１月１日から令和８年３月３１日（以下、「事業終了日」という。）までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。

（２） 住 居 費　婚姻を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料のうち、令和７年４月１日から事業終了日までに支払った費用を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。

（３） 引越費用　引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費のうち、令和７年４月１日から事業終了日までに支払った費用をいう。

（４）リフォーム費用

婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、令和７年４月１日から事業終了日までに支払った住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用を対象とする。

なお、婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して１年以内に婚姻を機として実施（発注契約）した当該住宅のリフォームを対象とする。

ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。

（助成対象世帯）

第３条 助成金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

（１）下記により算出した世帯の所得が５００万円未満であるもの。

（世帯の所得の算出方法）

申請時点で発行される直近の所得証明書により夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、下記（ア）の場合にあっては、記載する計算方法により算出した金額とする。

（ア） 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合

所得証明書をもとに算出した世帯の所得から、当該所得証明書に係る期間の貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

（２） 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。

（３） 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

（４） 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。（但し、過去に交付された額が補助上限額の範囲内の申請の場合はこの限りではない。）

（５） 夫婦ともに婚姻日における年齢が３９歳以下であるもの。

（６）令和６年度に本事業による助成金を受給した世帯で、その受給額が、１世帯当たりの助成上限額に達しなかったもの。

（助成金の額等）

第４条 助成金の額は、住居費と引越費用、リフォーム費用を合わせた額を対象とし、夫婦ともに婚姻日における年齢が２９歳以下であるものは１世帯当たり６０万円を上限とし、該当しない場合は１世帯当たり３０万円を上限とする。

２ 前項に規定する助成金の額に１,０００円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

３ 助成期間は、本要綱第２条第１項第２号から第４号の規定に基づく支払いが婚姻に起因する場合、婚姻届提出前であっても令和７年４月１日から事業終了日までの間に支払った費用を対象とする。

４ 前項の規定にかかわらず、前条に規定する助成対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

５ 第１項の規定にかかわらず、第３条第１項第６号に規定するものの助成金の額は、令和６年度の１世帯あたりの助成上限額として定める額から令和６年度執行予算による需給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

（助成金の交付申請）

第５条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沼田町結婚新生活応援補助金交付申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１） 所得証明書

（２） 貸与型奨学金の返還額がわかる書類

（３） 物件の売買契約書（住居費における購入の場合）

（４） 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書（住居費における賃貸借の場合）

（５） 住宅手当支給証明書（別記様式第２号）（住居費における賃貸借の場合）

（６） 引越しに係る領収書（引越費用）

（７） リフォームに係る領収書（リフォームの場合）

（８） 婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類

（９） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２ 町長は、第１項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、沼田町結婚新生活応援補助金交付決定通知書（別

記様式第３号）により申請者に通知するものとする。

３　第３条第１項第６号に定める世帯の申請は、第１項に掲げる書類のうち、第１号、第２号、第４号に掲げるものの提出は省略することができる。

（申請事項の変更及び承認）

第６条 前条第２項により助成の決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに沼田町結婚新生活応援補助金変更交付申請書（別記様式第４号）に、前条第１項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

２ 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、沼田町結婚新生活応援補助金変更交付決定通知書（別記様式第５号）により助成対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　助成対象者は、当該年度の事業完了時に速やかに、沼田町結婚新生活応援事業補助金実績報告書（別記様式第６号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　家賃支払い内訳書（住宅費における賃貸借の場合）

（２）　家賃、引越し費用、工事費用等の領収書等

（３）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（助成金の請求及び交付）

第８条 町長は、前条に定める実績報告の提出を受けた場合においては、当該報告等の内容が助成金の交付決定内容等に適合するものであるかどうかを調査し、適合するものであると認めたときは、助成対象者に対し、沼田町結婚新生活応援補助金交付請求書（別記様式第７号）を提出するよう通知するものとする。

２ 町長は、前項により助成対象者からの請求書の提出があったときは、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第９条 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

（２）　助成金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（３）　この要綱に違反する行為があったとき。

（助成金の返還）

第１０条 助成対象者は、町長が助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、速やかに当該助成金を返還しなければならない。

（報告等）

第１１条 町長は、助成金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、助成対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

２ 助成対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。